

医師給与と長期補償プランへのお申込方法

お申込期間 ●2018年7月17日(火)～2018年8月17日(金)
 お申込締切日 ●2018年8月17日(金) 宮城県医師協同組合 必着
 保険期間 ●2018年9月1日午後4時～2019年9月1日午後4時

お申込方法 ●同封の「加入依頼書」に、必要事項をご記入しご署名ください。「加入依頼書」は8月17日(金)までに同封の返信用封筒にて宮城県医師協同組合までご提出ください。

保険料 ●月払保険料表(別紙)に加入する際の保険料が記載されていますので、ご確認ください。

※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、更新し継続して加入いただける自動継続契約です。契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に更新されます。また、更新後の保険料は年齢・料率・月収により、変更となる場合があります。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格 ●宮城県医師協同組合の賛助会員のうち病院、診療所等に勤務している医師で2018年9月1日時点の年齢が満64歳以下の方
 ※医師協同組合に未加入の場合は、新たに賛助会員(入会預り金1000円⇒退会時には返金、会費等は無料)として宮城県医師協同組合にご加入いただく必要があります。

保険開始日 ●2018年9月1日午後4時から1年間

中途加入 ●保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2019年9月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月に加入者ご指定の口座から毎月控除します。

お支払方法 ●保険料は毎月ご指定の口座より引落とします(12回払)。第1回目の保険料引落としは2018年9月からです。

税金の取扱い ●お支払いいただく保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 ●保険料控除の取扱い/2018年6月現在

保険契約者 ●全国医師協同組合連合会

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付でご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

医師給与と長期補償プランについてのお問い合わせ、お申込方法など、取扱代理店である宮城県医師協同組合 事務局までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 **022-722-8241**
 受付時間 9:00-17:00(土・日・祝祭日を除く月～金)

お申込締切日 **8月17日(金)**

保険商品正式名称 ●「団体長期障害所得補償保険」
 Group Long Term Disability Insurance (GLTD)

引受保険会社 ● 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

仙台支店 法人第一支社
 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35
 損保ジャパン仙台ビル
 TEL:022-298-1352
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店 ●宮城県医師協同組合 事務局(幹事)
 〒980-8633 宮城県仙台市青葉区大手町1-5 宮城県医師会館内
 TEL:022-722-8241

●マーシュ ジャパン株式会社(非幹事)
 〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
 担当/川上
 TEL:03-6775-6001

この保険は宮城県医師協同組合を保険契約者とし、宮城県医師協同組合の賛助会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
 また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご請求ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。団体長期障害所得補償保険普通保険の普通保険約款・特約集・保険証券は保険契約者(宮城県医師協同組合)に交付されます。

宮城県医師協同組合
 会員のみなさまへ

医師給与と長期補償プランのご案内

みなさまの収入に関わる重要なお知らせです。



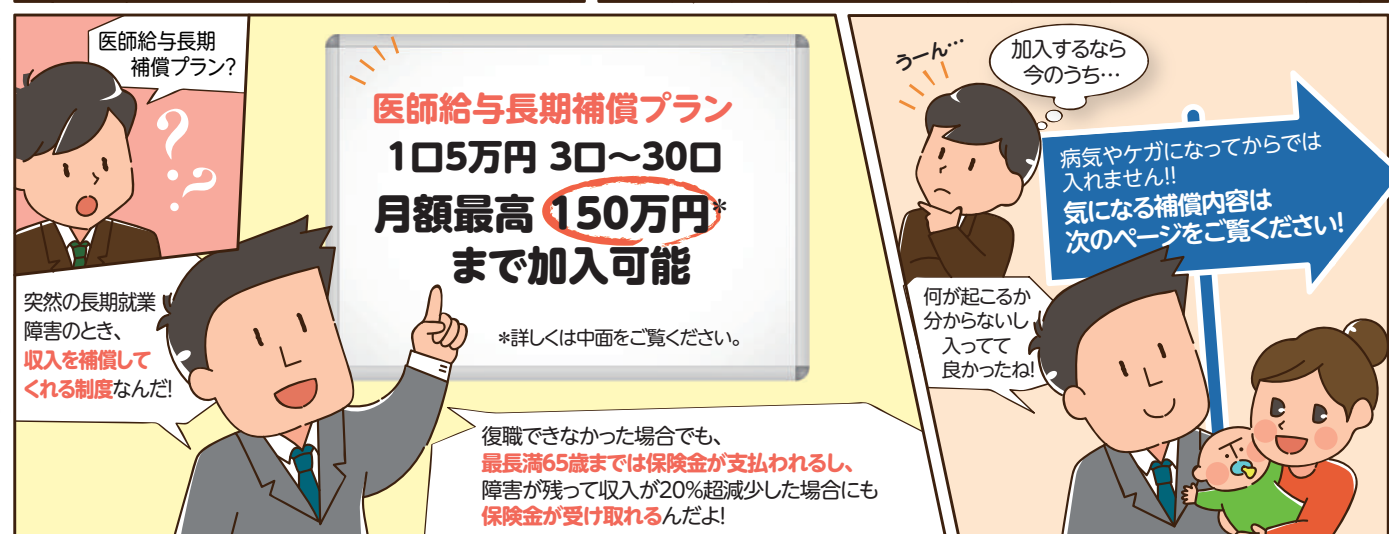
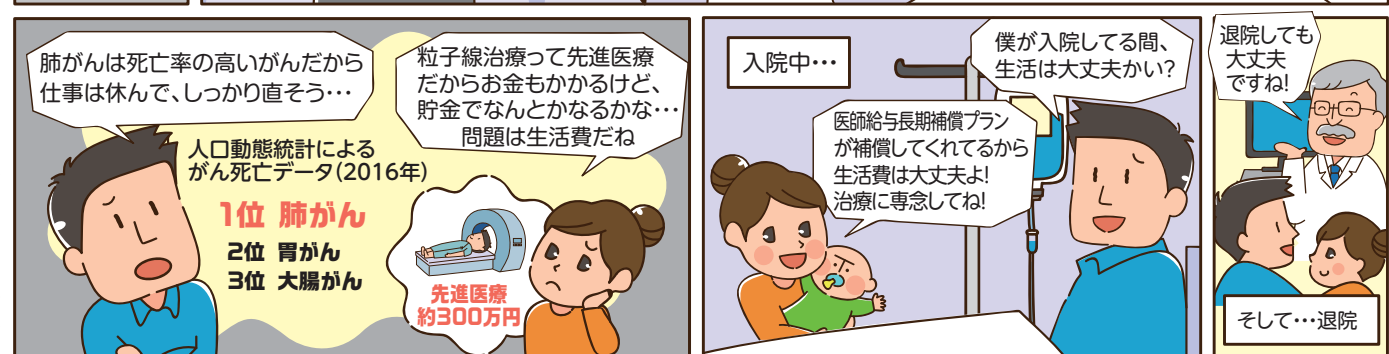
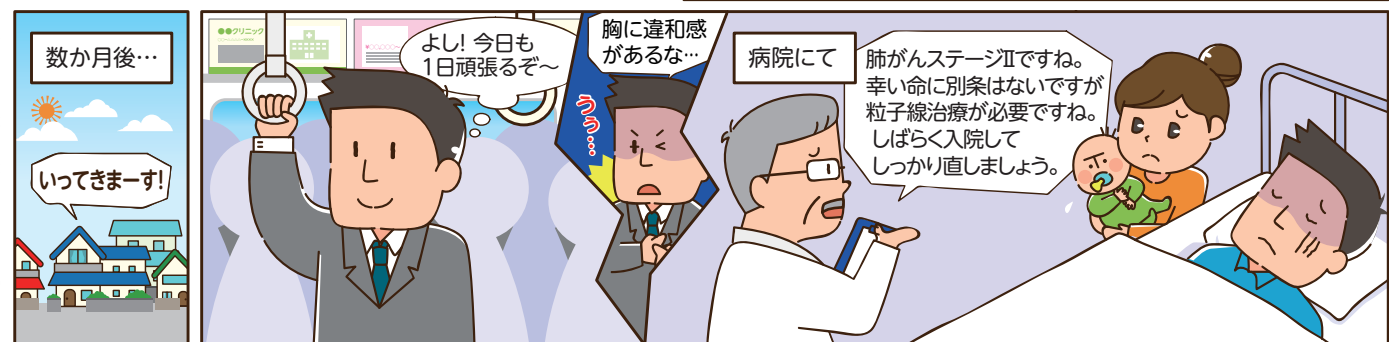
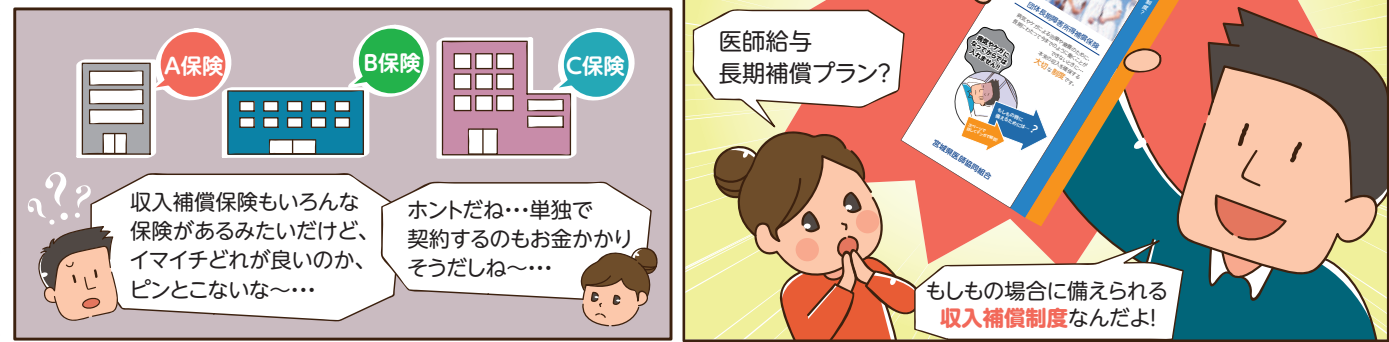
団体長期障害所得補償保険

病気やケガによる治療や療養のために、長期にわたって今までのように働くことができないときに…
 本来の収入を確保する大切な制度です。



宮城県医師協同組合

『入って良かった! 医師給与と長期補償プラン』の巻



医師給与長期補償プランのここがすごい! 9の特長

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1 勤務医師専用の新しい制度です

専門職の就業障害を補償する制度であり、就業障害発生直前に従事していた医師としての診療ができない状態であれば補償の対象となります。また健康保険組合の傷病手当金(標準報酬月額²)の受給期間中は所得減少分を補償し、受領満了後は保険金額が2.5倍になります。必要額を安定して確保することができ、保険料もリーズナブル。

2 24時間World Wideで補償されます

身体障害の発生原因は、業務中・業務外、病気・ケガ、日本国内・国外を問わず補償の対象となります。(医師の指示による自宅療養も補償対象です。)

3 満65歳までの長期の補償です

病気やケガにより就業障害となった場合、最長満65歳になるまで補償が継続されます。

4 職場復帰後も補償は継続されます

補償を受けている方の傷病が回復し、一部就業が可能になったとしても、すぐに補償を打ち切るわけではありません。就業障害発生直前と比べて収入が20%を超えて減少しているときは、その割合に応じて、補償は継続されます。

5 職場に復帰できず退職した場合でも補償が継続されます

欠勤期間・休職期間を経過しても職場へ復帰できず、やむなく退職するというケースでも、就業障害の状態である場合、補償が継続されます。(退職後の保険料のご負担はありません。)また、退職後に就業が可能になるまで傷病が部分的に回復し他の会社へ再就職されるといったケースでも、所得の回復に応じた補償を受けながら無理なく業務に復帰することができます。

6 同じ病気・ケガが原因でも、何度でも保険金の受取りが可能です

同じ傷病で何回も入院・自宅療養を繰り返し、就業障害状態となったとしても、同じ条件で保険金を受取ることができます。最長満65歳までみなさまの収入を確実にカバーすることができます。

7 精神疾患による就業障害も給付の対象となります

昨今急増しているうつ病等の精神疾患についても補償の対象となります。(精神疾患による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。)

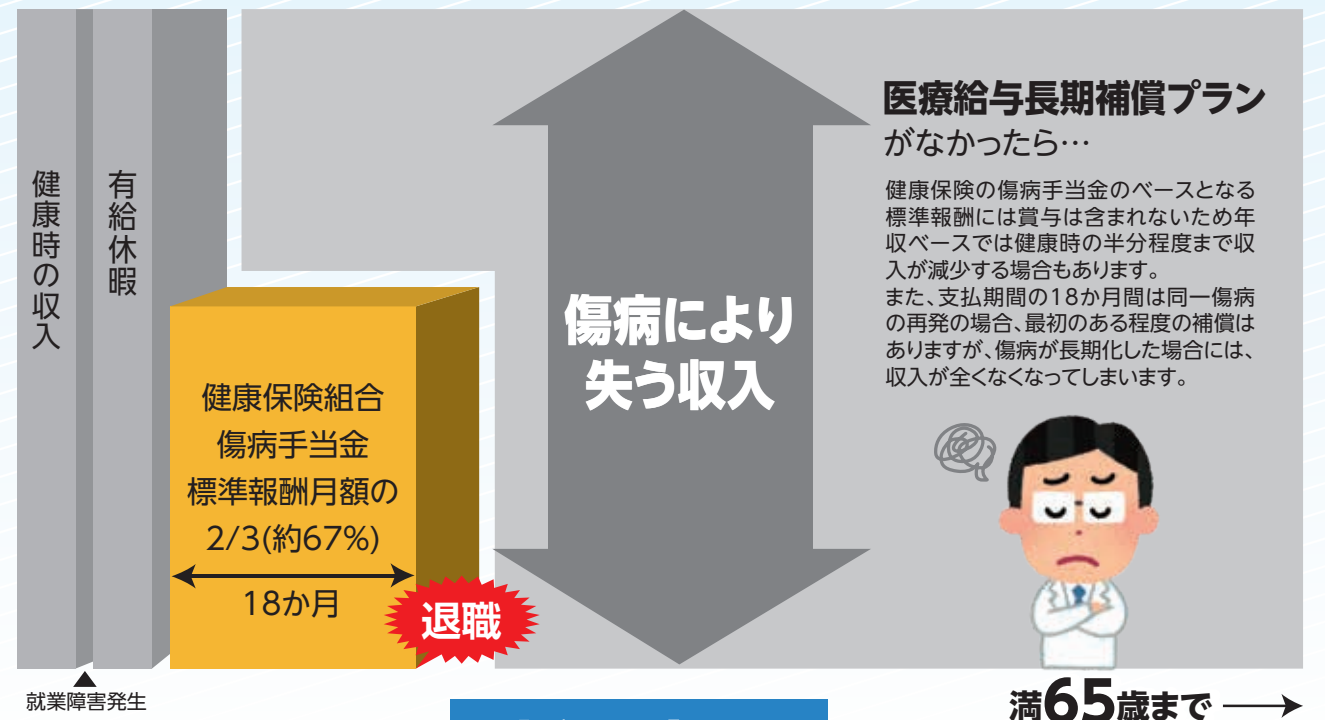
8 天災により被った身体障害も補償の対象です

地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害も補償の対象となります。

9 保険金は非課税でお受け取りいただけます

保険金は全額非課税ですので、現在の収入の6~8割に加入することで、手取り相当額をカバーすることができます。また、個人が負担した保険料は年末調整の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

●「精神障害補償特約」、「天災危険補償特約」、「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」をセットしています。



新制度を導入!!

この度、みなさまが万が一病気・ケガによって長期間就業障害になった場合に、必要な収入を確保できるよう「医師給与長期補償プラン」を導入しました。

